

(2) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和元年8月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

岡山県真庭市 企業

2 和解の要旨

県側の過失割合を2割とし、県は、損害賠償金87,305円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成30年8月21日

(2) 事故発生場所

鳥取市幸町地内

(3) 事故の状況

鳥取県鳥取警察署兼警察本部警備部警備第二課所属の職員が、公務のため小型特種自動車（パトカー）を緊急自動車として運転中、交差点に進入した際、左方道路から進行してきた和解の相手方使用の小型乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。